

別紙

ロボティクスシンポジア ロゴデザイン募集  
著作権および利用権に関する細則

第1条（概要） 本細則は、ロボティクスシンポジアロゴデザイン募集にかかり、採択されたロゴデザイン、WEB バナー、予稿集表紙デザイン（以下、デザイン）についての、ロボティクスシンポジア運営委員会（以下、甲）と採択された作品の制作者（以下、乙）の間における著作権と利用権について定めたものである。

第2条（著作権） 採択されたデザインについての著作権は、乙に帰属する。

第2項 乙は、デザインを自身の作品として公開することができる。ただし、応募に際しては、「ロボティクスシンポジア採択作品」と併記することとする。

第3項 甲は、乙の許諾なしに、デザインについて、形および色を改変することはできない。ただし、大きさを変更して利用することは、認められるものとする。

第4項 著作権の帰属により、デザインにかかるすべての責任は乙が負うものとする。

第3条（利用権） 採択されたデザインの利用権は、甲に帰属する。

第2項 利用権とは、デザインの、WEB や予稿集において利用することを指し、利用の範囲についての詳細は、別途定めるものとする。

第3項 別途定めた利用権の範囲における利用においては、甲は乙の許諾を必要としない。

第4条（契約） 著作権と利用権については、採択後に、著作権と利用権の帰属およびその範囲について、甲と乙の間で書面により利用許諾契約を交わすものとする。

第5条（その他） 本細則にかかり、改正の必要が生じた場合は、甲は、これを改訂できる。

制定日時： 令和6年9月1日

制定者： ロボティクスシンポジア運営委員会